

2020年・市町村国保調査結果の概要

2020年11月14日
神奈川県社会保障推進協議会
医療保険改善委員会

調査対象>神奈川県内33市町村
調査期間>2020年9月から10月

2020年の市町村国保調査は、神奈川県内33市町村全てから回答をいただきました。市町村の国保担当のみなさまには、日常業務にお忙しい中ご協力いただき、心よりの感謝を申し上げます。

2018年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となりました。都道府県単位化になって3年が経過し、各都道府県では来年度からの新たな国保運営方針（3年間）の策定をすすめています。神奈川県社保協では、都道府県単位化でなにが変わったのかを共有化し、「払える国保料（税）に引き下げ」を求めて、市町村への要請と連携した運動を旺盛にすすめようと提起しています。地域からの運動に、この市町村国保調査を活用していただくことを願っています。

1. 全体的な特徴

（1）国保の被保険者は、高齢者、単身世帯、低所得の方が半数以上を占める

国保の加入者のうち、①加入世帯所得では、100万円以下が50%で、200万円以下では70%に達する。②60歳以上が51%を占め、70歳以上が25%に及んでいること。③加入世帯では、県内平均で単身者が58%を占め、2人世帯が29%と単身者と2人世帯で77%を占めること。このように、国保の加入者の特徴は、所得が極めて低く、圧倒的に年齢構成が高く、単身世帯が多くを占める。こうした国保加入者の構造問題から、社会保障制度としての国保のあり方を考えていく必要がある。

（2）市町村の保険料（税）の引き下げ、据え置き努力が見える

2020年度は、国保の都道府県単位化になって3年目。この間も市町村の保険料の引き下げ、据え置き努力が見えていたが、2020年度は、減額されたのが9市町、据え置きが13市町、引き上がったのが11市町村と、昨年と比べて減額・据え置きが2自治体増加した。

2020年度から、大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、昨年の中井町に続いて箱根町が均等割について第3子から全額減免をスタートした（横浜市と川崎市が、子どもの人数に応じて所得割の減免を実施している）。市町村ごとの減免措置の拡大が求められる。

（3）法定外繰入の維持・継続、基金の積み立てがはかられている

一般会計からの法定外繰入額については、33市町村中25自治体で実施している。全体として、繰入額は減少傾向にあるが、被保険者一人当たりの額では、横須賀市、藤沢市、小田原市、葉山町、寒川町、綾瀬市、中井町、松田町、開成町の9市町で増加している。国による法定外繰入の削減・解消圧力が強まっているが、神奈川県では全国と比べて数多くの自治体が積み立ての維持・継続がはかられている。

法定外繰入の減額圧力が強まる中で、保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められる。基金の積み立ては、33市町村中31自治体で実施している。2019年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は8,144円で、2018年度比べ21市町村で増加している。

（4）短期証・資格証の交付停止がすすめられている

昨年、横浜市が資格証に続いて短期証の交付をとりやめたことに続いて、平塚市も短期証の交付をやめた。資格証を交付していない市町村は、横浜市、鎌倉市、小田原市、南足柄市、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村の11市町で、昨年の9市町から増加した。短期証・資格証とも世帯交付率は若干であるが、減少した。このように、短期証・資格証を発行しない、交付率の減少傾向が見られる。一方で、収納対策の強化はすすめられており、市民税などの収納対策部局との連携、移行がすすめられてい

る。滞納に対する差押えは、取り立てが目的意識的に強化されていないか、自治体ごとに実態と姿勢について懇談していく必要がある。

(5) コロナ感染による保険料減免、傷病手当金の支給がすすめられている

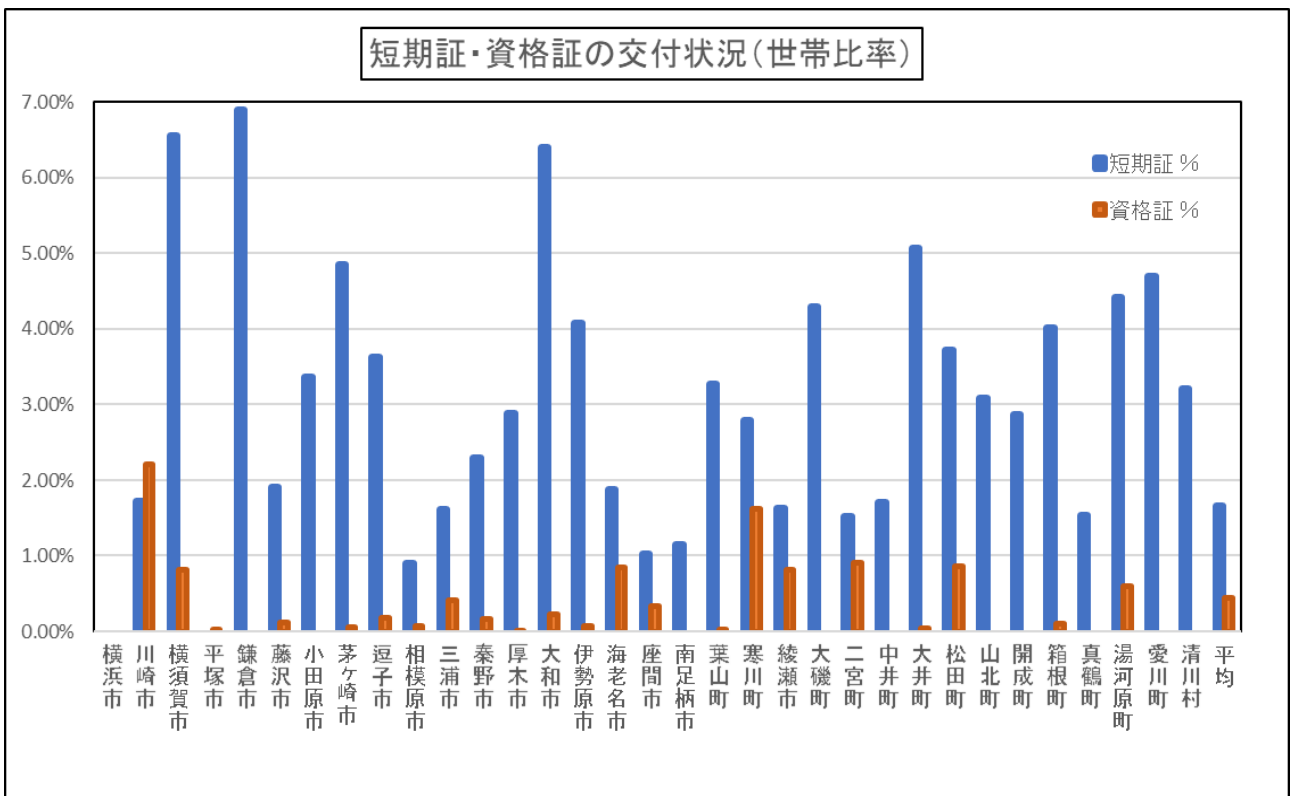
新型コロナウイルスの感染の影響による保険料の減免は、全県で申請件数 20,641 件、決定件数 16,028 件、総額 24 億 3 千万円の減免を実施している。傷病手当金の支給実績については、申請件数 80 件、決定件数 57 件、総額 475 万円の手当金が支給された。コロナ感染の影響による国保の保険料の減免と傷病手当金制度については、神奈川県が全国に先駆けていち早く全市町村で実施できるよう手立てをとったことが大きい。

2. 国保加入状況および短期証・資格証の交付状況について (1~5P)

(1) 国保の加入世帯・加入者数

神奈川県内の全 33 市町村の国保の加入者は、全県で 1,196,627 世帯 (昨年比▲24,422 世帯)、被保険者数は 1,788,839 人 (昨年比▲64,304 人)。世帯で▲2.0%、被保険者数で▲3.5%と激減している。その要因として、①団塊の世代の方が 75 歳以上の後期高齢者医療制度に移行していることと、若年の非正規雇用の方が被用者保険に移行していることが推察される。

(2) 短期証と資格証の交付状況について



①短期証の交付

短期証の世帯交付率の平均は 1.66% で昨年の 1.67% より若干減少しました (一昨年は 4.01%)。昨年、横浜市が資格証に続いて短期証の交付をとりやめたことに続いて、平塚市も短期証の交付をやめました。短期証の世帯交付率が低いのは相模原市で 0.90%、次いで、座間市が 1.02%。5% を超えているのは 4 市町で、鎌倉市 6.90%、横須賀市 6.55%、大和市 6.40%、大井町 5.07%。

②資格証の交付

資格証の世帯交付率の平均は 0.44% で昨年の 0.49% より減少 (一昨年は 0.57%)。交付していない市町村は、横浜市、鎌倉市、小田原市、南足柄市、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村の 11 市町で、昨年の 9 市町から増加。交付世帯数が一桁台は、平塚市、厚木市、葉山町、大井町、箱根町、

の6市町村。世帯交付率が1%を超えているのは、川崎市2.21%、寒川町1.62%の2市町で、昨年の6市町村から減少した。

④保険証の未更新（留め置き）

未集計の自治体が多く、全体の把握はできていないが、通常証の未更新（留め置き）がある自治体は、平塚市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、箱根町の7市町で昨年の3市から増加。短期証の未更新（留め置き）は、鎌倉市、逗子市、相模原市、三浦市、座間市、葉山町、大磯町、箱根町、真鶴町の9市町で昨年と同数。資格証の未更新（留め置き）は、平塚市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、座間市の5市町で昨年と同数。

⑤短期証・資格証の交付基準について

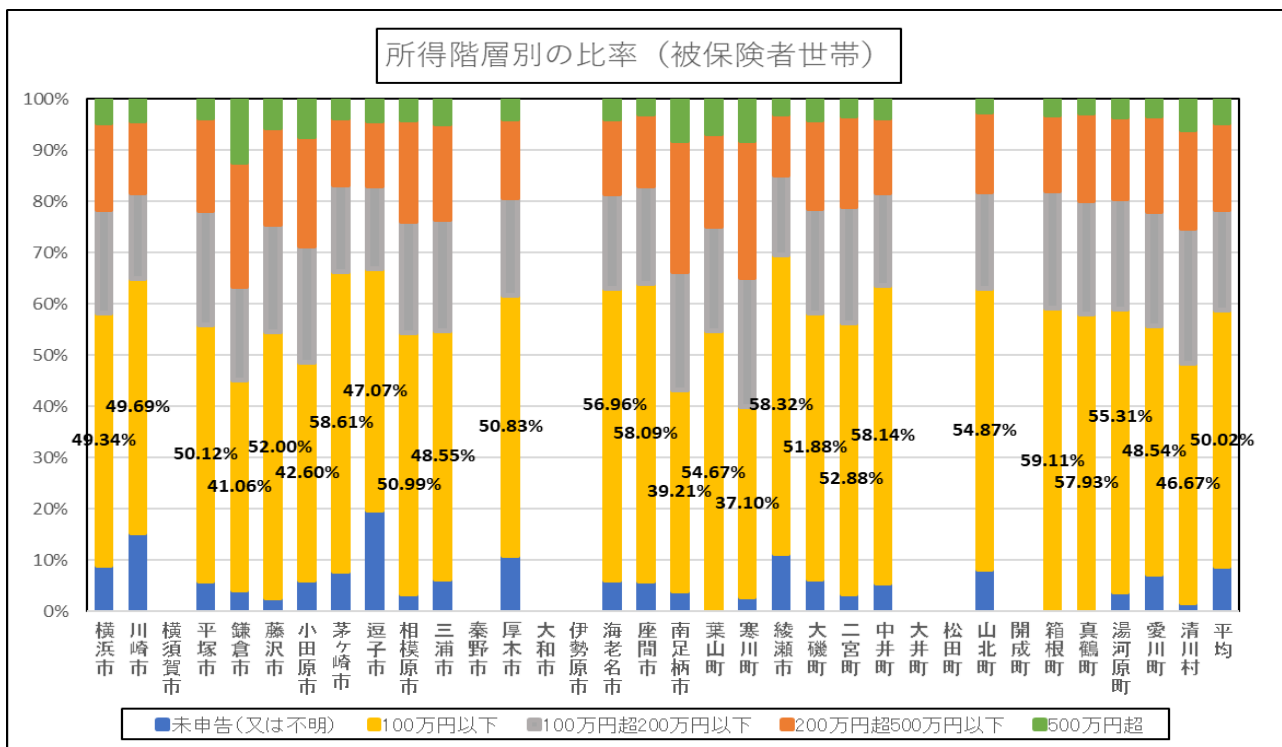
短期証の交付を取りやめた平塚市以外の自治体は、短期証の交付基準があるが、横浜市は交付していない。滞納期間が10期、1年以上が15市町村となっている。資格証の交付基準では、交付していない、基準なしが6市町（鎌倉市、南足柄市、中井町、山北町、開成町、真鶴町）で、他は基準を持っている。

⑥短期証の有効期限について

有効期限は、交付していない、1年以内としているところが、横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市の5市。1カ月、3カ月、6カ月で判断しているところもあるが、全ての自治体が最長6カ月としており、全市町村的に有効期限が延長されている。

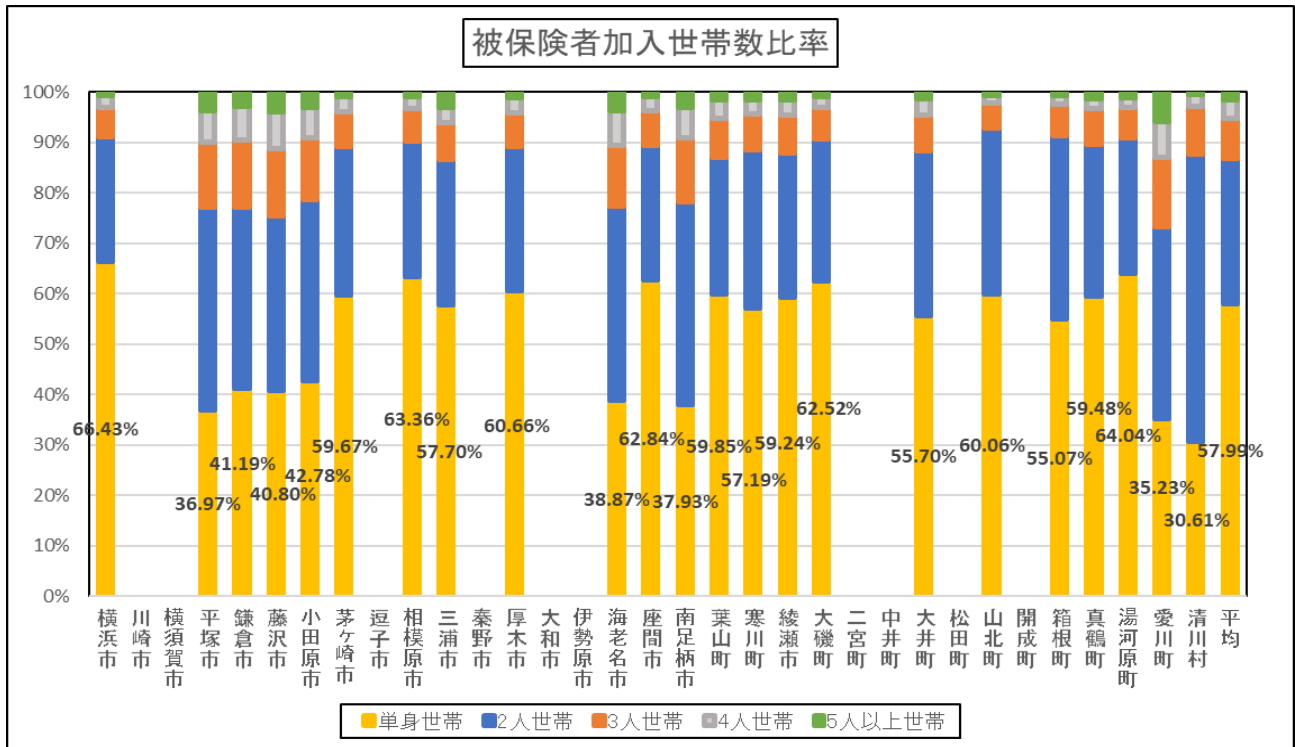
3. 所得階層別・世帯別・年齢階層別の加入状況（6～13P）

（1）国保の加入世帯所得



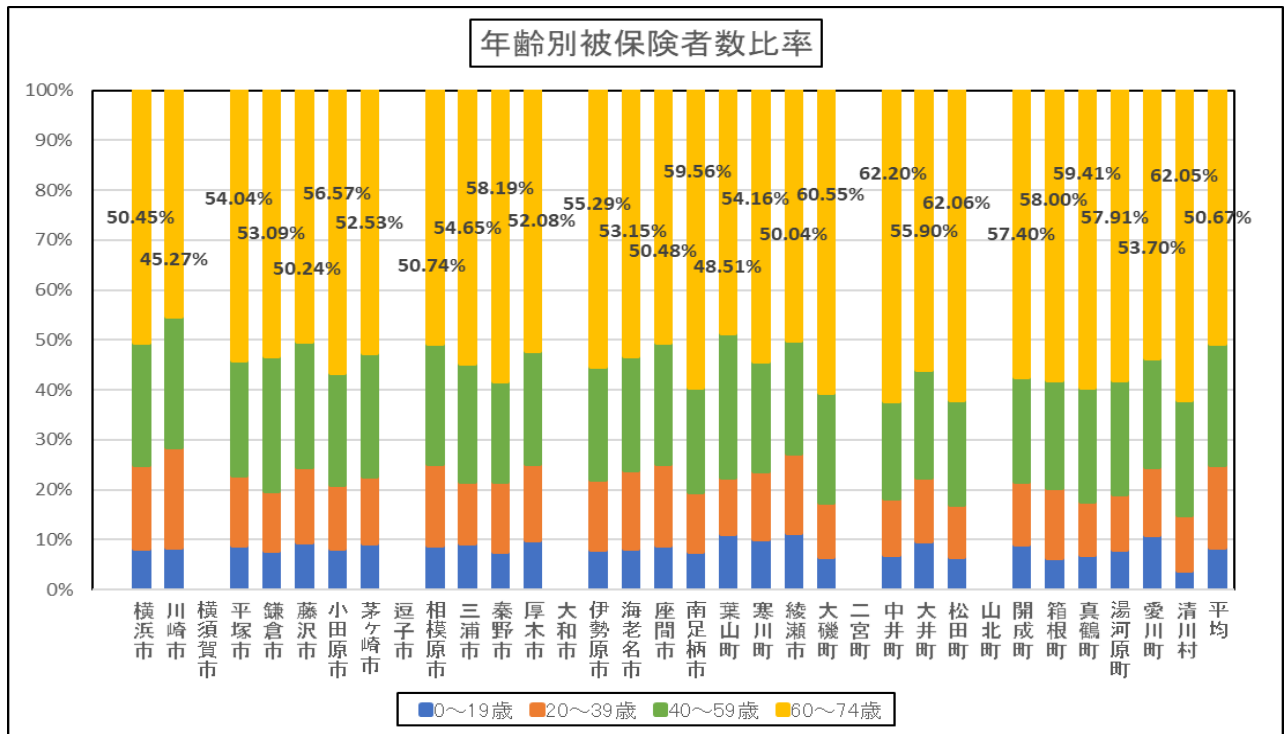
加入世帯所得の単純平均で、100万円以下が50.02%と5割に達し（昨年は49.7%）で、200万円以下では69.7%を占めた。100万円以下で5割を超える自治体は、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、葉山町、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町の16市町と回答26市町村の過半数を占める。さらに200万円以下で7割を超える自治体は、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、海老名市、座間市、葉山町、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の18市町村。このように市町村国保は、低所得者を対象としている制度であることが明らかである。

(2) 世帯ごとの加入者数



国保の加入世帯区分では、県内平均で単身者が58.0%（昨年57.4%）を占め、2人世帯が28.8%と、単身者と2人世帯で76.8%を占める。単身世帯が6割を超えている自治体は、横浜市、相模原市、厚木市、座間市、大磯町、山北町、湯河原町の7市町。清川村が単身世帯30.6%ともっとも低い。

(3) 年齢別の加入者数



60歳以上が50.7%と過半数を占め、昨年の50.1%から増えている。60歳以上の比率が55%を超えている自治体は、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村と、13市町村に及ぶ。しかも全県平均で、70歳以上は24.9%（昨年は23.0%）に及ぶことから、5年間で大量に後期高齢者となる。

4. 2020年度保険料（税）関係（14～22P）

（1）2020年度保険料（税）率、その他について

①2020年度保険料（税）率・額

2020年度の保険料は、減額されたのが9市町、据え置きが13市町、引き上がったのが11市町村。（昨年と比べて減額・据え置きが2自治体増加した）

2020年	医療給付金分				後期高齢者医療支援金分				介護納付金分				賦課限度額		
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	医療分	支援分	介護分
横浜市	7.22%		34,320		2.17%		10,320		2.46%		14,450		630,000	190,000	170,000
川崎市	6.76%		34,845		2.49%		12,610		2.32%		14,535		630,000	190,000	170,000
横須賀市	6.41%		18,520	29,660	2.31%		6,510	10,490	2.14%		6,940	7,960	630,000	190,000	170,000
平塚市	6.25%		25,620	17,160	2.39%		9,650	6,470	2.37%		12,240	6,110	630,000	190,000	170,000
鎌倉市	5.92%		22,950	14,400	2.40%		8,490	5,160	2.27%		8,460	4,410	630,000	190,000	170,000
藤沢市	5.73%		23,640	16,440	2.49%		9,840	6,840	2.07%		10,320	5,040	630,000	190,000	170,000
小田原市	6.78%		23,442	19,238	2.71%		8,756	6,910	2.64%		9,876	5,883	630,000	190,000	170,000
茅ヶ崎市	6.21%		18,700	24,600	2.71%		7,800	10,200	2.41%		8,000	7,600	630,000	190,000	170,000
逗子市	5.75%		20,200	16,400	2.75%		8,900	7,200	2.10%		7,800	4,500	630,000	190,000	170,000
相模原市	5.65%		24,500	17,600	2.10%		9,500	6,000	1.70%		9,000	5,400	630,000	190,000	170,000
三浦市	5.81%		28,400	12,600	2.36%		14,100		1.92%		16,200	2,300	630,000	190,000	170,000
秦野市	5.89%		19,700	21,400	2.37%		6,700	7,300	1.98%		6,400	6,800	630,000	190,000	170,000
厚木市	5.92%		22,326	22,013	2.15%		7,890	7,780	2.14%		9,351	6,523	630,000	190,000	170,000
大和市	5.95%		19,200	19,800	2.20%		7,200	7,800	1.30%		7,200	4,800	630,000	190,000	170,000
伊勢原市	5.32%		21,000	20,800	2.20%		7,800	8,700	1.94%		7,500	7,200	630,000	190,000	170,000
海老名市	5.50%		23,700	18,600	1.90%		8,100	6,600	1.60%		8,400	4,500	630,000	190,000	170,000
座間市	5.90%		22,200	19,800	2.10%		6,400	7,000	1.70%		7,400	6,200	630,000	190,000	170,000
南足柄市	5.82%		25,310	28,540	2.15%		9,740	10,950	1.83%		13,230	8,680	630,000	190,000	170,000
葉山町	4.90%		19,000	17,500	2.40%		8,500	7,500	2.20%		9,500	5,400	630,000	190,000	170,000
寒川町	5.20%		22,000	20,700	2.70%		11,300	11,000	2.10%		11,300	7,300	630,000	190,000	170,000
綾瀬市	5.60%		16,800	19,200	1.95%		6,800	7,200	1.80%		6,000	6,000	630,000	190,000	170,000
大磯町	6.20%		24,500	21,000	2.80%		13,000		2.30%		12,000		630,000	190,000	170,000
二宮町	6.55%		26,356	26,681	2.27%		9,696	7,928	1.83%		16,833		630,000	190,000	170,000
中井町	5.67%	9.00%	21,700	25,000	1.34%	1.75%	6,300	6,000	1.68%	2.25%	8,300	7,000	630,000	190,000	170,000
大井町	3.03%		18,000	19,500	2.04%		7,500	8,000	1.51%		7,500	6,000	630,000	190,000	170,000
松田町	5.65%	9.24%	27,500	26,800	2.21%	1.00%	9,420	6,410	1.88%	2.72%	11,000	7,800	630,000	190,000	170,000
山北町	5.20%	30.90%	23,000	41,000	1.20%	4.60%	8,200	6,000	1.30%	5.00%	4,200	5,600	630,000	190,000	170,000
開成町	6.28%		27,200	16,800	2.40%		10,200	6,800	1.99%		11,000	4,900	630,000	190,000	170,000
箱根町	5.74%		18,700	21,050	1.69%		5,530	6,220	1.81%		7,410	6,840	630,000	190,000	170,000
真鶴町	6.12%		29,180	24,110	1.77%		8,710	7,180	2.52%		12,640	6,360	630,000	190,000	170,000
湯河原町	6.15%		23,100	17,800	2.42%		9,100	7,000	1.73%		8,100	4,700	630,000	190,000	170,000
愛川町	6.28%		20,400	24,000	2.12%		6,600	8,600	1.65%		7,000	6,000	630,000	190,000	170,000
清川村	5.52%		22,490	10,620	1.65%		6,740	3,180	2.16%		9,450	3,310	630,000	190,000	170,000
単純平均	5.84%	16.38%	23,288	20,994	2.21%	2.45%	8,724	7,394	1.98%	3.32%	9,683	5,901	630,000	190,000	170,000

②徴収方式

保険料として徴収しているのは 14 自治体、保険税として徴収しているのは 19 自治体。

保険料方式	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、葉山町、寒川町、箱根町、湯河原町、清川村
保険税方式	平塚市、相模原市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、真鶴町、

③保険料（税）賦課方式

賦課方式は、2 方式（所得割・均等割）が 2 自治体、3 方式（所得割・均等割・平等割）が 28 自治体、4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が 3 自治体。真鶴町が 4 方式から 3 方式に移行した。賦課方式の 3 年以内の変更の可能性がある自治体は、中井町、松田町の 2 自治体。

2 方式	横浜市、川崎市
3 方式	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、二宮町、大井町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町、愛川町、清川村
4 方式	中井町、松田町、山北町

（2）世帯所得区分の 2020 年度保険料（税）額

世帯所得区分の 2020 年度保険料（税）額については、33 自治体全てから回答。モデルケースでは、資産割（固定資産税にかかる保険料・税）入るので、4 方式をとっている自治体は総額が高くなります。固定資産税額は、昨年 10 万円と設定していましたが、今年は 5 万円としました。

① 単身世帯（45 歳）

所得 100 万円の層の年間保険料は、単純平均 140,893 円で、所得の 14.09%。最高額は、山北町の 185,250 円（資産割がある自治体）、最低は清川村の 110,500 円。

② 2人世帯（45 歳親と子）

所得 200 万円の層の年間保険料は、単純平均 268,232 円で、所得の 13.41%。最低は大井町の 176,300 円、最高は小田原市の 308,700 円。

③ 2人世帯（45 歳）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 485,052 円で、所得の 12.13%。最低は大井町の 340,900 円、最高は小田原市の 561,200 円。

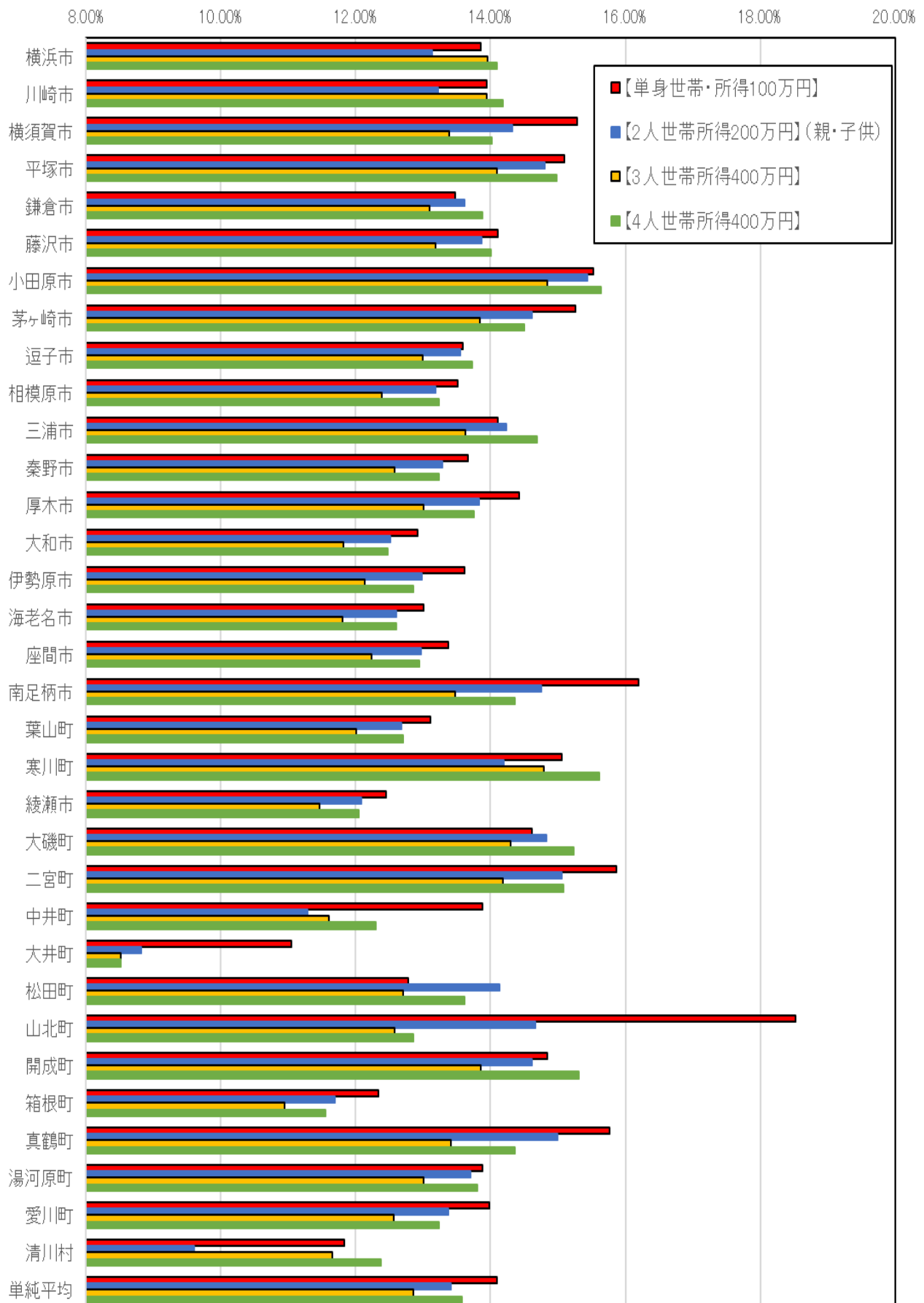
④ 3人世帯（45 歳夫婦、子供 10 歳）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 513,890 円で、所得の 12.85%。最低は大井町の 340,900 円、最高は小田原市の 593,400 円。

⑤ 4人世帯（45 歳夫婦、子供 5 歳・10 歳）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 542,802 円で、所得の 13.57%。最低は大井町の 340,900 円、最高は小田原市の 625,600 円。

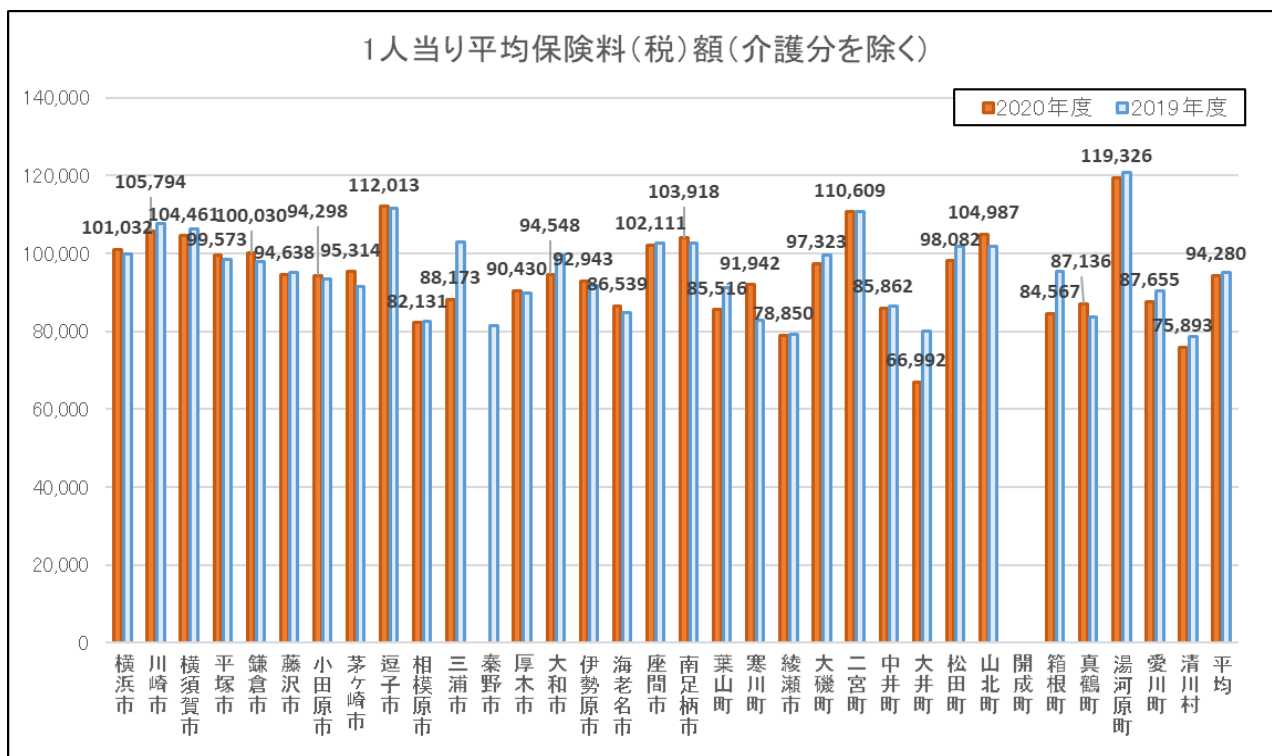
世帯別・所得別の保険料(税)負担率



⑥ 夫(68歳・世帯主・年金収入200万円)と妻(66歳・年金収入80万円)の2人世帯

このモデル設定での2020年度保険料(税)額平均は89,443円で、9万円未満が24市町村(最低は大井町の62,900円)。

⑦ 一人当たり年間平均保険料(税)額



2020年度の1人当たり年間平均保険料(税)額のうち、介護分を除いた額の平均は94,280円で、10万円未満が21市町村(最低は大井町の66,992円)。介護分を含めた額の平均は11,1274円で、11万円未満が17市町村(最低は大井町の74,025円)。

5. 保険料(税)減免実績について(23~28P)

2019年度の保険料(税)減免実績のうち、法定減免は全県で605187件、総額218億7千万円の軽減が行われた。条例減免実績については、横浜市が子ども世帯減免(所得割の減額に反映)を行っており、申請件数266,649件、減免総額12億8千万円と突出している(川崎市も同様の減免制度がある)。2020年度から、大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免(双方とも18歳以下まで)、昨年の中井町に続いて箱根町が均等割について第3子から全額減免をスタートした。市町村ごとの減免措置の拡大が求められる。

コロナの影響による保険料(税)の減免についての調査も行い、全県で申請件数20,641件、決定件数16,028件、総額24億2787万円の減免を実施している。

6. 一部負担金関係(29~32P)

一部負担金減免制度の利用実績は、毎年100件に満たない程度あり、各市町村で、国保日より、国保のしおり、ホームページなどで広報しているが、制度の周知は不十分な実態がうかがえる。

今回初めて、「収入減少世帯および有病世帯の判定方法についての調査を行なった。基準生活費(生活保護法の保護の基準)に乗じた額を聞いたところ、全ての自治体が115%であり、130%としているのが、鎌倉市、相模原市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、湯河原町の6市町。

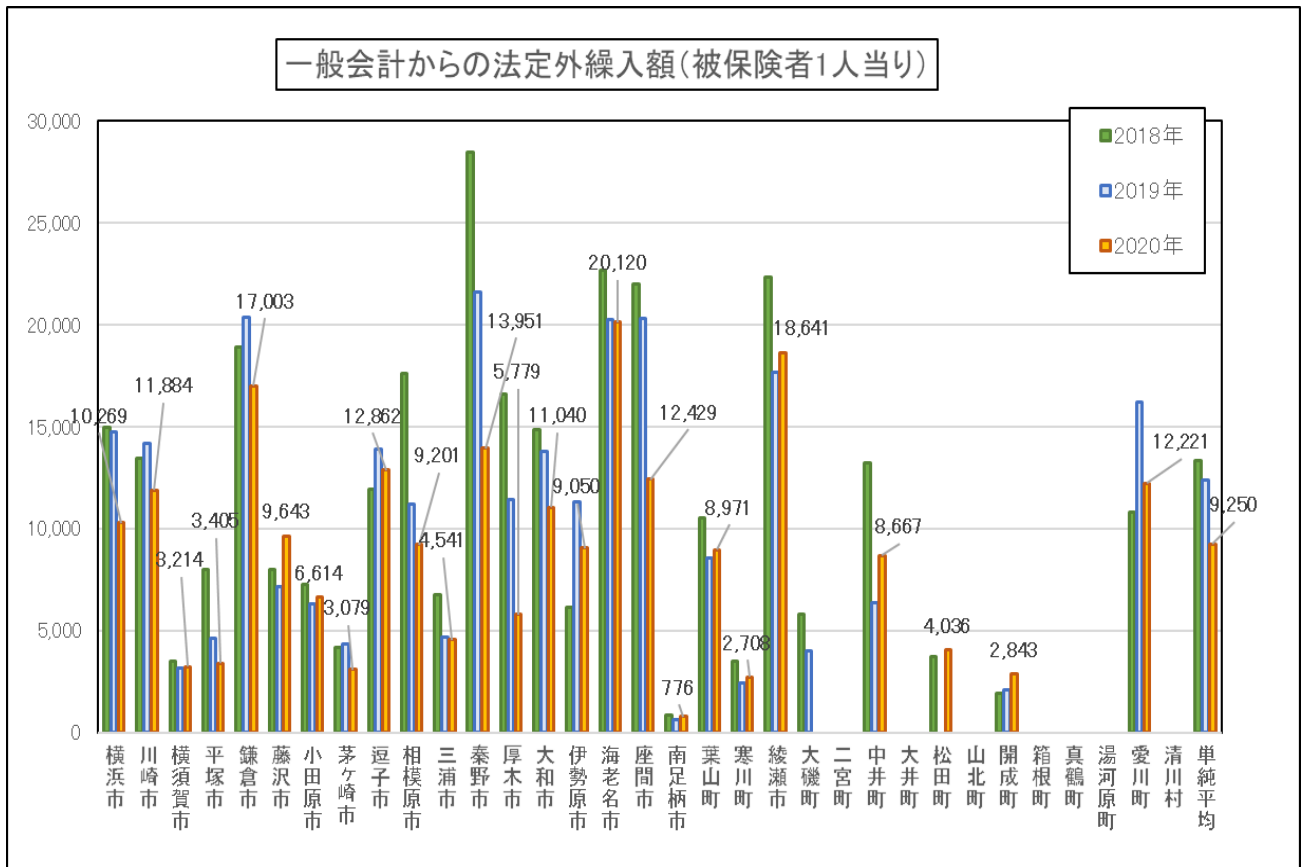
はじめて傷病手当金制度として実施された、コロナの感染による傷病手当金の支給実績については、申請件数80件、決定件数57件、総額4,752,903円の手当金が支給された。

7. 国保財政関係 (33~44P)

(1) 一般会計法定外繰入の算出基準について

法定外繰入の算出基準は、「一人当たりの保険料が前年度と比較して大幅な増額とならない場合(清川村)」など、ほとんどの自治体になんらかの基準を持っている。一方で、横須賀市「財政担当課と協議の上実施している」、三浦市「一定の基準はなく、財政状況を考慮してその年毎に算出している」、座間市「歳入、歳出の財源調整」など、財政状況に応じての判断としている。

(2) 一般会計からの法定外繰入額について



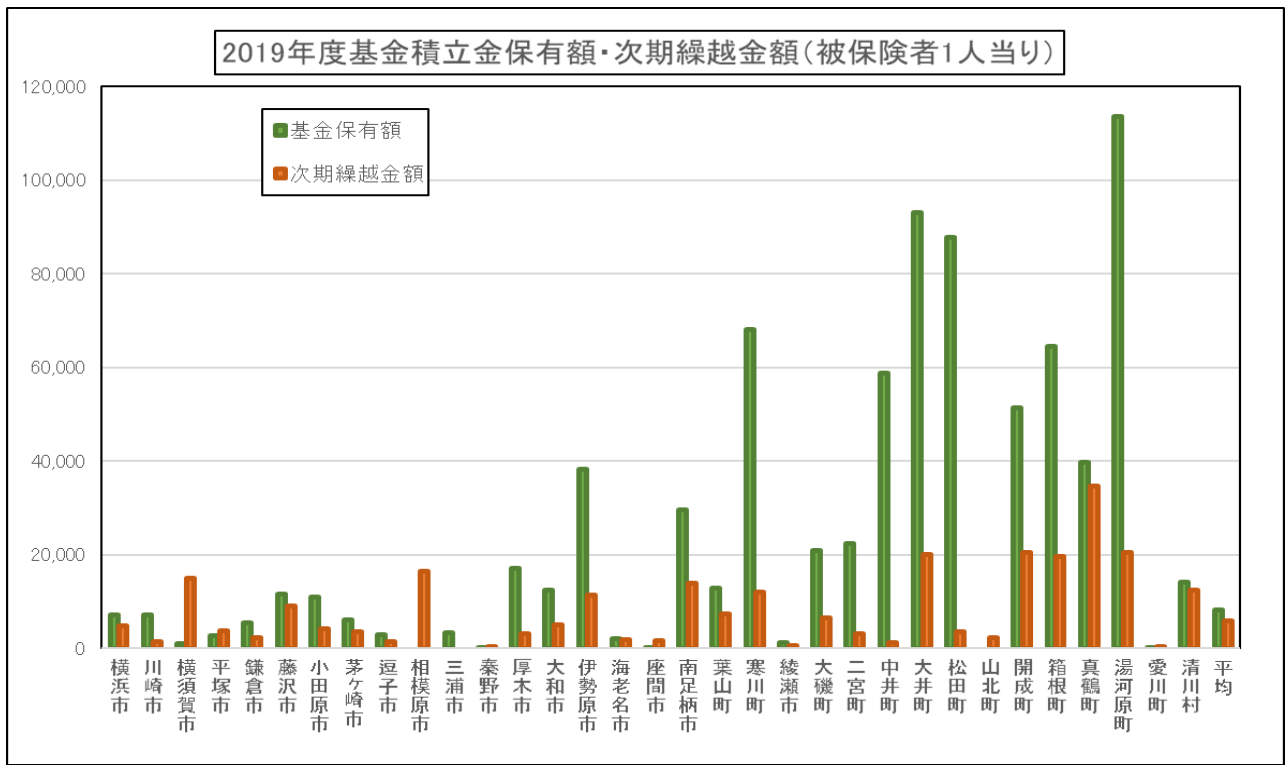
繰入額については、33市町村全てから回答をいただいた。2020年度繰入額の保険者一人当たりの額は、平均で38,618円。法定外繰入の1人当たり平均額は9,250円で、年々減少している。2020年度の1人当り額で、前年比で増加したのは、横須賀市、藤沢市、小田原市、葉山町、寒川町、綾瀬市、中井町、松田町、開成町の9市町。最高額は海老名市の20,120円。法定外繰入については、8町村(大磯町、二宮町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村)が実施していない。

(3) 法定外繰入の今後の計画

多くの自治体が、計画的・段階的な削減をすすめていくとしている。国の圧力(保険者努力支援制度で評価)があり厳しい状況だが、保険料の引き上げにならないよう削減計画の見直しを求める必要がある。

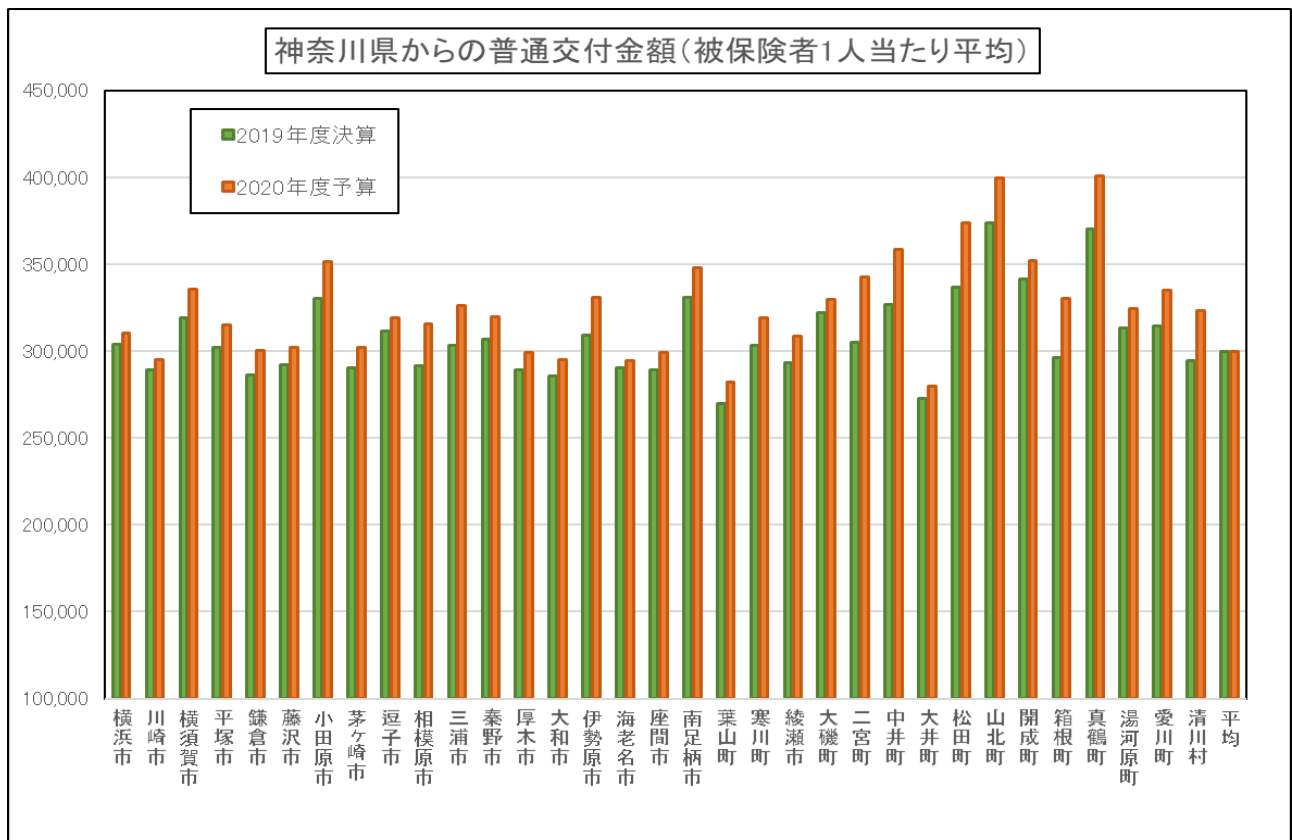
(4) 基金積立金・次期繰越金

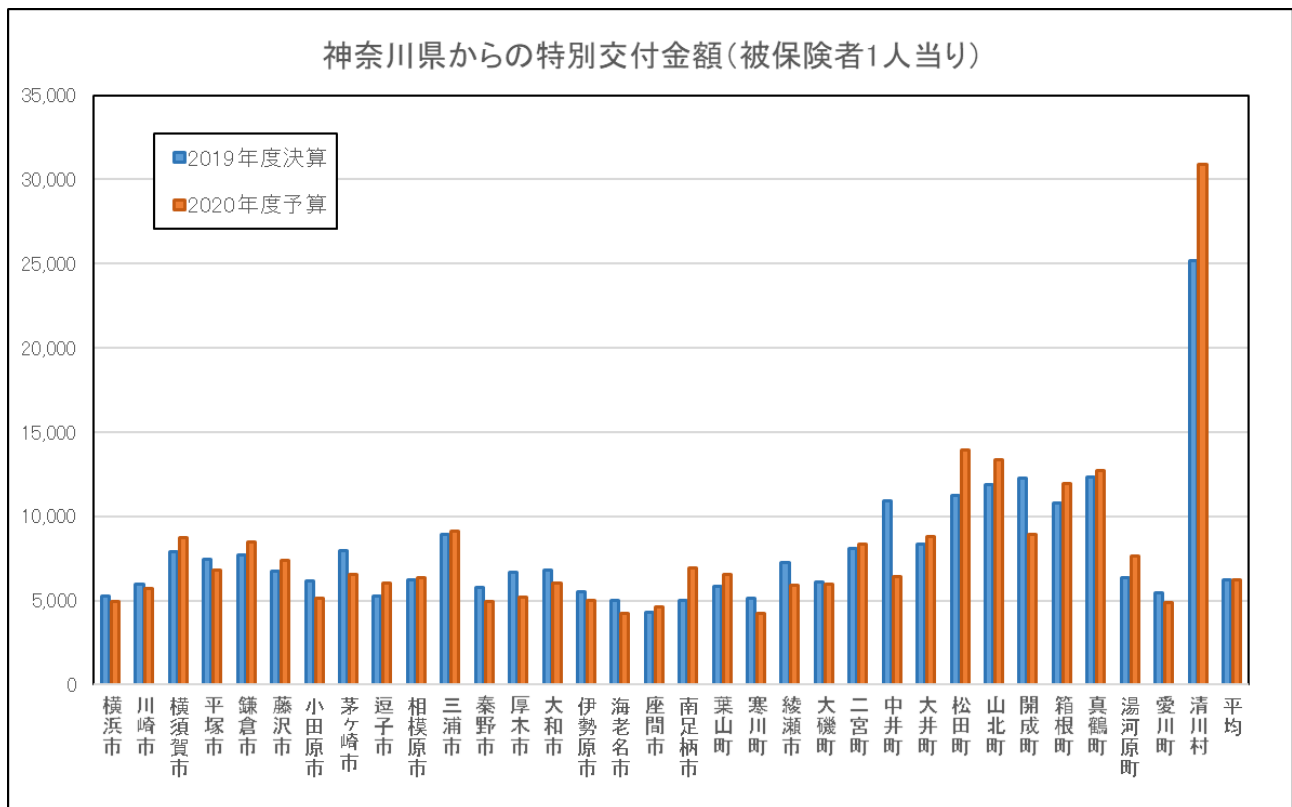
昨年から、基金積立金と国保会計の次期繰越金について調査し、33全市町村から回答をいただいた。法定外繰入の減額圧力が強まる中で、保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められる。2019年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は8,144円、2019年度の次期繰越金は5,816円。基金の保有高の最高額は、湯河原町の113,589円、2019年度の次期繰越金の最高額は、真鶴町で34,710円。



(5) 国庫からの支出金、県からの支出金

昨年からの都道府県単位化にともなって、国庫負担金はほとんどなくなり、神奈川県からの普通交付金と、特別交付金となった。2020年度の被保険者一人当たりの普通交付金の平均額は299,779円、最高額は真鶴で400,946円、最低額は大井町で279,516円と差がある。特別交付金の平均額は6,229円、普通交付金と比べて金額は少ないものの、最高額は清川村で30,928円、最低額は海老名市で4,219円と大きな差がある。





8. 保険料（税）滞納額と差押さえ等の状況（45～53P）

（1）滞納額と差押え、執行停止の状況

滞納額と差押え、執行停止の状況は、比較的数字が確定していると思われる2019年度について、滞納世帯数に対する差押件数の割合が10%以上は、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、厚木市、綾瀬市、松田町の7市町で2自治体増加。差押え金額比率では、厚木市が69.2%、横浜市が43.1%、綾瀬市33.9%、伊勢原市22%、小田原市21.5%など、滞納対策の強化がすすめられている。一方で、執行停止件数比率では、箱根町60%、大磯町23.5%、横浜市15.4%、小田原市13.7%と救済措置がとられている。

（2）差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳

差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳については、内訳が横浜市と川崎市が未集計。差押え資産の最も大きいのが預貯金で、件数、金額とも約半分を占めている。

（3）滞納・差押えの担当部局および移行ルール

保険料（税）の収納率の向上が全ての自治体で最重要課題となっており、収納対策の強化がはかられている。国保の担当部局から収納部局への移行があるところは、鎌倉市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、綾瀬市、大磯町、中井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村の17市町村。移行ルールは、現年度分は国保担当部局で過年度分が収納対策部局へ移行、処理困難と認められる事案を移行、税金と国保保険料の滞納がある場合など。

国保は国民皆保険としてスタートし、誰でも医療にかかれる態勢をつくりあげた。基本は、その権利を保障することであり、過度な滞納取り立てが目的ではない。滞納に対する差押えの状況は、個々人の実情・資力が考慮されているか、取り立てが目的意識的に強化されていないか、生活が困難に陥るなどの被害が生じていないか、地域的な調査・相談体制を持つとともに、自治体ごとに、実態と姿勢について懇談していく必要がある。

以上